

## 広陵町外部公益通報に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの広陵町に処分又は勧告等をする権限を有する事実に係る公益通報（以下「外部公益通報」という。）について適切に処理するために必要な事項を定めることにより、外部公益通報を行う者（以下「外部公益通報者」という。）の保護及び事業者の法令遵守を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語については法において使用する用語の例による。

(1) 労働者等 法第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「外部公益通報対象事実」という。）その他の法令違反の事実に関係する事業者には雇用等されている次のいずれかに該当する者をいう。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（広陵町内部公益通報に関する要綱（令和8年 月 広陵町告示第 号）第2条第2項第1号に規定する職員等を除く。）

イ 当該事業者を派遣先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者

ウ 事業者が他の事業者との請負契約をその他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事していた労働者又は派遣労働者

エ 当該事業者の役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法律及び法律に基づく命令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。）

オ 公益通報の日前1年以内に前アからエまでに掲げる者であった者

(2) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等をいう。

（外部公益通報窓口の設置）

第3条 町は、外部公益通報を受け付ける窓口（以下「外部公益通報窓口」という。）を、総務担当課に置く。

（外部公益通報の受付及び教示）

第4条 外部公益通報の受付は、外部公益通報書（第1号様式）によって行うものとする。

2 外部公益通報窓口は、外部公益通報を受け付けた際は、聴取等により当該外部公益通報の趣旨の把握に努め、所管課に引き継ぐものとする。

3 町長は、当該外部公益通報の趣旨を把握した上で受理するか否かを遅滞なく決定し、外部公益通報受理・不受理通知書（第2号様式）により、外部公益通報者に通知するものとする。ただし、外部公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

4 町長は、外部公益通報対象事実に係る処分又は勧告等を行う権限が町以外の行政機関に属するときは、当該行政機関を外部公益通報者に教示しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、外部公益通報として受理しないものとする。

(1) 外部公益通報対象事実について、町が処分又は勧告等をする権限を有しないとき。

(2) 外部公益通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると認

められる相当な理由がないとき。

(3) 外部公益通報の内容が具体性を伴わず、明らかでないとき。

(4) 外部公益通報の内容が虚偽であることが明らかなきとき。

(5) 外部公益通報の内容が単なる伝聞に基づくものであるなど、その内容について確認することが困難であると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、当該外部公益通報が法に基づく外部公益通報に該当しないことが明らかなきとき。

(外部公益通報の調査)

第5条 所管課の長は、前条第3項の通知後、必要があると認められるときは、外部公益通報対象事実について速やかに調査を開始しなければならない。この場合において、調査は、外部公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、外部公益通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うとともに、当該外部公益通報内容に係る職員は調査の関与から排除して行うものとする。

2 町長は、外部公益通報を受理した後において、外部公益通報対象事実に係る処分又は勧告等を行う権限が他の行政機関に属することが明らかになったときは、当該行政機関を外部公益通報者に教示しなければならない。

3 所管課の長は、調査が終了したときは、調査結果について、その内容を証する資料を添付した外部公益通報調査結果報告書（第3号様式）を作成し、町長に報告するものとする。

4 町長は、特別の事情があるときは、弁護士その他の識見を有する者に調査を依頼することができる。

(調査結果に基づく処分及び措置)

第6条 町長は、前条の規定による調査の結果、外部公益通報対象事実が存在し、必要があると認めるときは、速やかに法令に基づく処分その他必要な是正等の措置（以下「措置等」という。）を講じなければならない。

(措置等の通知)

第7条 町長は、外部公益通報対象事実に関する調査結果及び措置等の内容を、適正な業務の遂行並びに利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、外部公益通報調査結果及び措置通知書（第4号様式）により遅滞なく外部公益通報者に通知するものとする。ただし、外部公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第8条 調査に従事した職員その他外部公益通報（受理しなかった外部公益通報を含む。）の対応に関与した者は、当該外部公益通報に関して職務上知り得た秘密その他一切の事項を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。